

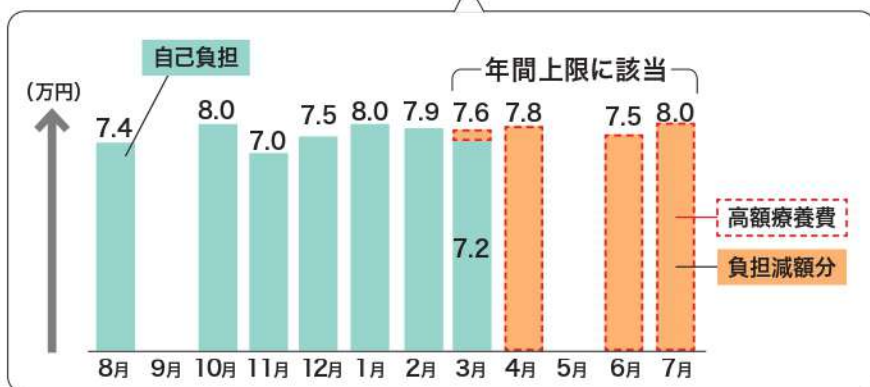
② 年間上限の新設

※申請は令和9年8月以降(予定)

令和8年8月より、新たに年単位(8月～翌7月)の上限額が設けられました。

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、上限額を超えた分が後日に払い戻されます。これにより、長期に療養が必要な患者の負担減が期待されます。

【例】所得区分「ウ」(年間上限53万円)の場合
(これまで多数回該当に該当しなかった方の場合)



年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が
軽くなる場合があります。

- これまで
「多数回該当」に
該当しなかった方
- 見直しにより、
「多数回該当」の
対象から外れる方
- 現在、
毎月高額療養費を
利用している方
- 極めて
高額な医療を受けた方



建設連合国民健康保険組合

〒105-0003

東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル6F

フリーダイヤル 0120-76-1703

(8:45～17:00/土日祝日、年末年始除く)

<https://www.kr-kokuho.or.jp>

